

日本小児血液・がん学会「若手小児血液・がん研究者のための研究助成」規約

令和5年9月28日制定

(研究助成)

第1条 本研究助成は、小児血液・がん分野の小規模臨床研究または臨床研究につながる基礎研究に与えられる。助成金の原資は過去の学術集会大会長からの学会への寄付とし、“若手研究者のための研究助成基金”を作り、毎年、予算として計上する。

(目的)

第2条 本研究助成は、若手小児血液・がん研究者の研究活動を支援し、小児血液・がん分野の学術の発展に寄与することを目的とするものである。

(対象)

第3条 応募資格は以下のすべてを満たす者とする。

- ① 応募時に継続して3年以上会費を完納した40歳未満の会員。
- ② 所属部門の長からの推薦を受けていること。
- ③ 所属施設での常勤・非常勤の別は問わない。大学院生の応募は認めるが、学部学生の応募は認めない。
- ④ 過去に本研究助成を受けたことがないこと。
- ⑤ 同一研究課題が他の研究事業等に採択されていないこと。

(助成金額および件数)

第4条 助成金額は1件あたり50万円で、年間最大2件（合計100万円）までとする。

(助成期間)

第5条 助成期間は、応募年の翌年度1年間（4月1日から3月31日まで）とする。

(募集要項)

第6条 本研究助成の募集に関する要綱は別途定める。

(助成対象者の選考)

第7条 助成対象者の選考は、学会賞等選考委員会が行う。

2 選考委員会委員は、被推薦者、または推薦者となっている案件では、選考に従事することはできない。

(助成対象者の決定)

第8条 助成対象者の決定は、選考委員会の議を経て、理事会が行う。

(助成対象者の表彰)

第9条 助成対象者の表彰は、毎年学術集会時、理事長が行う。

(研究成果の報告)

第10条 助成対象者は、助成期間終了後3か月以内に、研究成果報告を提出しなければならない。

2 助成対象者は、助成期間の翌年度の本学会学術集会で研究成果を報告しなければならない。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は令和5年9月28日から施行する。